

# 山梨東部地域森林計画（概要）

## I 地域森林計画とは

- 知事が全国森林計画に即して、県内の民有林を対象に、県の森林施策の方向や特性に応じた森林整備及び保全の目標等を定めた5年ごとに10年を一期としてたてる計画
- 市町村の森林関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する規範等を定める、市町村森林整備計画の指針

## II 計画区の概要

- ・対象市町村：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村
- ・対象森林の現況
  - 面積 107,172ha：計画区内の森林率 82%（全県 78%）
    - ・人天別：人工林 54,709ha(51%)、天然林 52,463(49%)
    - ・所有形態：県有林 39,352ha(37%)、民有林 67,820ha(63%)（内 都有林 8,202ha(8%)、横浜市有林 2,911ha(3%)）
  - 蓄積量 24,053 千 m<sup>3</sup>
    - ・人天別：人工林 15,495 千 m<sup>3</sup>(64%)、天然林 8,558 千 m<sup>3</sup>(36%)
    - ・計画区内の人工林の単位面積あたりの蓄積 283m<sup>3</sup>/ha（全県 198m<sup>3</sup>/ha）

## IV 森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化

### ◆国の動向

- ・「森林・林業基本計画」が閣議決定（H23）
- ・固定価格買取制度の創設（H24）
- ・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部改正（H25）
- ・全国森林計画の策定（H25.10.4 閣議決定）

### ◆県の動向

- ・やまなし森林・林業再生ビジョンの策定（H23）
- ・林業公社改革プランの策定（H23）
- ・森林環境税の導入（H24）
- ・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の制定（H24）
- ・富士山の世界文化遺産登録（H25）

## III 現計画

### ◆計画期間

平成 21 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（平成 20 年 12 月策定）

### ◆計画量と実行状況

項目	単位	計画量	実行量		実行率 B/A
			前期(A)	(B)	
主伐材積	百m <sup>3</sup>	2,560	1,160	972	84%
間伐材積	百m <sup>3</sup>	8,177	4,336	3,886	90%
人工造林面積	ha	1,201	502	527	105%
林道開設	km	96	22	16	73%
保安林指定面積	ha	856	429	250	58%

※計画量は H31.3.31 までの 10 年間、実行量は H25 年度の予定量を含む

### ◆計画事項

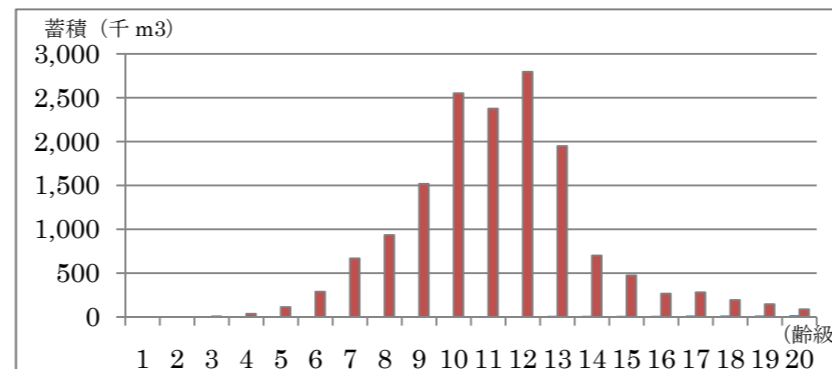
- ・計画の対象とする森林の区域
- ・森林の整備及び保育に関する基本的な事項
- ・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- ・造林面積その他造林に関する事項
- ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- ・公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ・林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- ・森林施業の合理化に関する事項
- ・森林の土地の保全に関する事項
- ・保安施設に関する事項
- ・特定保安林の整備に関する事項
- ・保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- ・その他必要な事項

## 山梨東部地域森林計画を樹立

## V 森林・林業の状況

### ◆計画区内の森林資源の状況

木材として利用可能な9齢級以上（41 年生以上）の人工林の蓄積 13,449 千 m<sup>3</sup>（全体の 56%）



### ◆荒廃森林の状況

	計画区	全県
荒廃率	59%	43%

### ◆計画区内の松くい虫及びシカ被害状況

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
松くい虫被害状況(ha)	676	6%	425	5%	414	5%	769	11%
全県	10,451		8,901		9,135		7,184	
シカ被害状況(ha)	27	22%	27	30%	20	25%	27	28%
全県	123		90		81		96	

### ◆(参考)本県の素材生産量の推移

	H21	H22	H23	H24
素材生産量(千m <sup>3</sup> )	165	148	155	154

## VI 新たな計画

### ◆計画期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日（10 年間）

### ◆基本目標

- ・木材生産機能を発揮し、循環利用を図る育成単層林の整備
- ・公益的機能を一層発揮する育成複層林への誘導
- ・地理的、社会的環境を活かした森林の総合的利用

### ◆計画量

項目	単位	前計画量	新計画量	増減率
主伐材積	百m <sup>3</sup>	2,560	2,640	103%
間伐材積	百m <sup>3</sup>	8,177	8,478	104%
人工造林面積	ha	1,201	1,386	115%
林道開設	km	96	84	87%
保安林指定面積	ha	856	700	82%

### 【計画を樹立するうえの基本的な考え方】

- ・森林資源の循環利用（主伐・間伐の促進）
- ・確実な更新（優良苗木の導入による人工造林の促進）
- ・効率的な間伐（計画的な路網整備、集約化の促進）
- ・健全な森づくり（松くい虫被害防止、鳥獣害対策の実施）
- ・山地災害の未然防止（治山施設と併せた保安林の整備）
- ・荒廃林整備の促進（森林環境税の活用）
- ・水源地域の保全（事前届出制度による所有者への助言）
- ・下流住民との連携を強化（神奈川県との協定締結）
- ・総合的な景観対策（眺望確保、美しい森づくりの推進）
- ・保健休養の場としての森林整備（保健文化機能の維持増進）
- ・里山地域の保全（地域住民が中心となった継続的な整備を促進）

## 富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について

### ◆地域森林計画の変更

都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があったため、必要と認められるときは、地域森林計画を変更することができる。【森林法第5条第5項】

### ◆今回の変更内容

#### ○計画量について

富士川上流及び富士川中流地域森林計画の計画量については、全国森林計画の計画量の上下20%の範囲であるため、変更はしないものとする。

#### 富士川上流・中流

	全国森林計画		地域森林計画		
	伐採立木材積(千m <sup>3</sup> )	総数	2,932	総数	2,750
主伐		950	主伐	814	86%
間伐		1,982	間伐	1,936	98%
造林面積(百ha)	人工	32	人工	32	100%
	天然	55	天然	58	105%

#### ○林道の改良路線の追加

#### 林道改良の変更状況

単位:延長km

区分	富士川上流						備考
	現計画		変更計画		増減		
	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	
林道	180	245.9	183	247.4	3	1.5	
計	180	245.9	183	247.4	3	1.5	

## 全国森林計画について

### ◆全国森林計画の概要

全国森林計画は、森林法の規定に基づき、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を1期としてたてる計画。

平成25年10月4日、新たな計画が閣議決定された。

### ◆計画期間

平成26年4月1日～平成41年3月31日

### ◆計画量

項目		現行 計画量(A)	次期 計画量(B)	(B) / (A)
伐採立木伐採 (万m <sup>3</sup> )	総数	69,019	79,961	116%
	主伐	29,318	36,184	123%
	間伐	39,701	43,777	110%
造林面積 (千ha)	人工造林	856	944	110%
	天然更新	872	889	102%
林道開設量	(km)	91,000	89,900	99%
保安林面積	(千ha)	12,812	12,952	101%

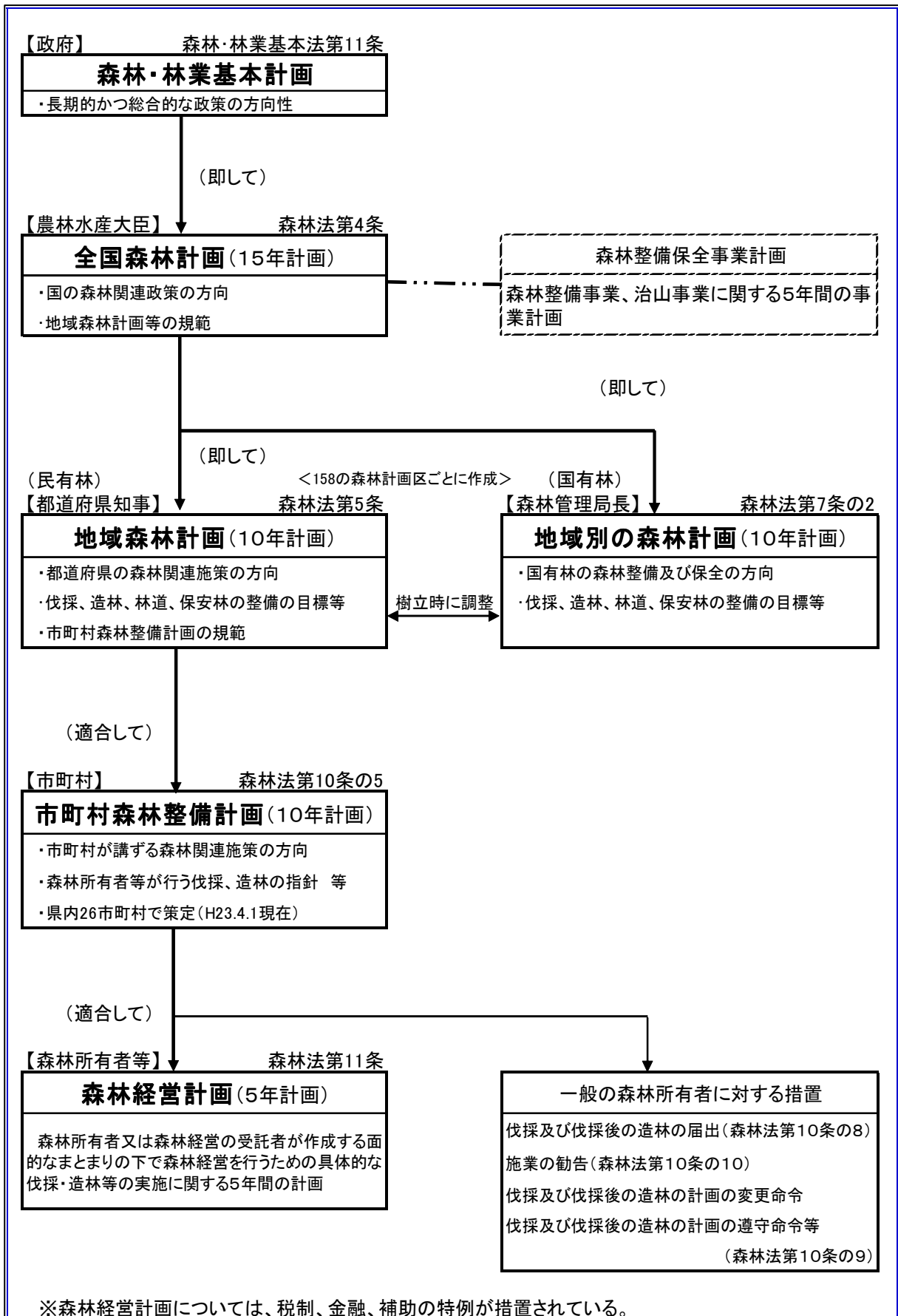
#### 【目標設定の考え方】

- ・木材生産機能を発揮し、循環利用を図る育成単層林の整備
- ・公益的機能を一層発揮する育成複層林への誘導を促進

### ◆新たな記述内容

- ・民有林、国有林間での一層の連携強化
- ・森林の整備・保全にあたり放射性物質の影響に配慮
- ・再生可能エネルギーを含む多様な木材利用
- ・間伐特措法の改正内容に即した成長の優れた苗木等の導入

### 森林計画制度の体系図



## 地域森林計画区位置図



### 特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(案)の概要

#### 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要 (平成25年5月31日改正)

- 我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化の重要性に鑑み、
- ① 現行法では平成24年度までとなっている市町村が定める計画に位置付けられた間伐等の実施に係る財政支援を、引き続き平成32年度まで措置
  - ② 成長に優れた種苗の母樹の増殖を支援する措置を新設

#### 法の概要

- 改正前の法の概要
  - ・ 京都議定書に基づいて平成20～24年における間伐及び造林(特定間伐等)の実施を促進するために平成24年度までの支援措置を規定。
  - ・ 国が基本指針・都道府県が基本方針を策定し、市町村がこれに即して特定間伐等促進計画(実施主体、場所、時期を特定)を作成。
  - ・ 市町村の計画に定められた特定間伐等について支援措置。
    - ① 国が市町村に交付金を直接交付
    - ② 森林整備事業の地方負担を地方債起債対象とする特例等

平成32年時点の温室効果ガス削減の自主目標を立てるとともに、将来の枠組みを構築することを国際的に合意

#### 支援措置の延長

- 二酸化炭素の吸収作用の保全を図るため、平成32年度まで支援措置を延長。

#### 成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画制度(新規の措置)

- 将来の二酸化炭素の吸収作用の強化を図るため、都道府県知事が、基本方針に沿って、民間事業者が実施する成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する計画(特定増殖事業計画)を認定し、認定を受けた者に対して支援措置。
  - ① 林業・木材産業改善資金の償還期間・据置期間を延長

#### 期待される効果

森林吸収源の確保及び森林の適正な整備の推進

#### 特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本指針

- 国が特別措置法に基づき策定する指針
  - ※ 京都議定書第2約束期間における森林吸収源の算入上限値、年平均3.5%の吸収量確保に寄与
- 間伐等の実施を促進する意義、目標、区域の設定などの基本的な考え方を提示
  - ※ 間伐目標面積 年平均52万ha(平成25年から平成32年までの8年間)
- 成長に優れた種苗の母樹の増殖に関する生産体制の整備など基本的な考え方を提示

#### 特定間伐等の実施の促進に関する基本方針(案)

- 国が策定した基本指針に基づき、県が策定する方針
- 策定の目的
 

森林による二酸化炭素の吸収作用の保全・強化を図るため、間伐等の促進に向け市町村が「特定間伐等促進計画」を策定する上で必要な基本的な方針を定める。
- 内容
  - 特定間伐等の目標面積の設定と主伐後の確実な再生林の促進
 

間伐等の実施目標 年平均6,000ha(平成25年～平成32年の8年間では48,000ha)

※目標面積については、地域森林計画と整合
  - 特定間伐等を促進するための役割
    - ・ 県は、市町村の「特定間伐等促進計画」策定への指導・助言、予算確保、特定間伐等の必要性について普及啓発
    - ・ 市町村は、「特定間伐等促進計画」の策定、森林所有者、森林組合等への働きかけ、制度の周知
    - ・ 森林組合等は、実施箇所の提案と確実な実施、集約化による効率的な施業の促進
    - ・ 森林所有者は、自ら若しくは森林組合等への施業委託による間伐等の実施
  - 特定間伐等を促進するための区域の基準
  - 「特定間伐等促進計画」の作成に関する事項の提示
    - ※ 特定母樹の増殖に関する事項については、林野庁より選定品種が示された後、項目を追加

#### 基本方針に基づき、市町村が「特定間伐等促進計画」を策定

- 計画策定によるメリット
  - ・ 地方公共団体による森林整備事業の地方負担分について地方債の起債対象
  - ・ 市町村の特定間伐等に対する単独事業に対して、国が直接補助
  - ・ 「特定間伐等促進計画」への記載により、造林補助事業での採択が可能(森林経営計画の策定が猶予)